

# 岐阜県聴覚障害者情報センターだより 第2号

2008. 3

発行：岐阜県聴覚障害者情報センター



ここ最近、様々な方法で消費者に対して詐欺行為を行う業者があとを絶ちません。また、手口も巧妙になり、消費者が知識を持っていないと上手く相手の手口にはまりかねません。今回は最近の詐欺や悪徳商法の種類、トラブルに巻き込まれないための心得などを、ご説明したいと思います。初めにどのような手口があるのか最近の例では。

※携帯電話に利用した覚えの無い請求メールが届く。

※身分を偽って検査や機器を販売する。(県の職員や公的機関の者だと名乗る)

※法律の改正などに便乗した商法(地上デジタル放送に切り替わる際に専用機器が必要になるなどの機器販売)

いずれの手口も、消費者の知識がないと不当な請求や工事代金を払ってしまいかねません。このようなトラブルに巻き込まれない為にも、心構えが必要です。

詐欺

悪徳商法にご注意!

- 訪問販売員の「儲かります」「今しかありません」そんな言葉には用心してください。
- しっかりと用件を聞きましよう。また身分を証明出来る物の提示を求め、実際に存在している会社及び担当者か確認をとりましよう。必要なければきっぱりと「いりません!」と言いましよう。
- おや?と思ったら一人で決めないで、必ず相談してください。
- 契約書などには簡単に署名、押印はしないように!。
- クーリングオフ制度を理解しておきましよう。



上記のような心得を持っていれば、不要なトラブルには巻き込まれないと思います。万が一トラブルに巻き込まれてしまった場合は、公的機関や各相談窓口を是非活用してください。代表的な機関に国民生活センターがあります。全国から様々な情報が寄せられており、内容も今回の詐欺や悪徳商法に限らず、不具合製品の回収告知や無償修理などの情報も盛り込まれているので、定期的に見てみると新しい情報が手に入ると思います。

「国民生活センター」

[http://www.kokusen.go.jp/ncac\\_index.html](http://www.kokusen.go.jp/ncac_index.html)



岐阜県県民生活相談センター

<http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s21605/profile/>

◆電話 058-277-1003 (専用ダイヤル)

◆FAX 058-277-1005



インターネット関係でのトラブルは。

岐阜県警察サイバー犯罪対策室

<https://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s18879/hightec/index.htm>



パソコンをお持ちでない方は当センターで見ることができます。



# 生活講座が開催されました



1月28日（月）情報センターボランティア室にて、生活講座第1回目「手足の冷えと着装」の題目で、岐阜市立女子短期大学の宮本教雄さんを講師に向かえ講座が開かれました。心配されていた参加人数も当日参加も含め25名と多くの方に参加していただくことが出来ました。講座を受けられた参加者の感想も、「冷えのメカニズムが少し分かり、生活習慣の大切さが大事と分かりました。」「今の時期にぴったりでゆっくり話しを進めてもらい、またパワーポイントを活用し視覚的にもわかりやすかった。」という感想を頂くことが出来ました。



こちらは同じく生活講座の「桃の節句 フラワーアレンジメント」の講座の様です。参加者人数はボランティア室を満員にするほどで、企画担当者も驚くほどの大盛況でした。気軽に出来るフラワーアレンジメントというテーマで開催され、容器等は各自持参いただいたのですが、この容器も個性があり、また同じ素材（花）を使った完成品も各自の個性が現れていました。紙面の都合で皆さんの作品を掲載する事ができませんが、その一部を載せさせていただきました。参加者からも「参加して本当によかった」と感想をいただきました。



こちらは生活講座「初級手話教室」の様です。養成講座などのような堅苦しい感じではなく、手話ってどんなもの？手話を使うときの注意点などをテーマに約2時間の講義を開いていただきました。このような講義に参加していただいた方から、さらにステップアップを目指し、色々な講習会などに参加していただける方が増えてくれればと思います。

# 学生さんの見学がたくさんありました



1月23日（水）岐阜ろう学校高等部の生徒さんが、情報センターの見学に来所され、所長の説明を熱心に聞いていました。見学終了後、交流スペースのテーブルで、説明のあったことを忘れない内にメモする姿は本当に一生懸命でした。今後、この生徒さんが情報センターを気軽に利用でき、さまざまな情報を提供できる施設を目指したいと思います。後日、見学された生徒さんが作成された、心のこもったお礼状が情報センターに届きました。ありがとうございました。



こちらは精華中学の生徒さんの見学風景。はじめに覚えた指文字を使い、所長に自己紹介をしてくれました。県内の聴覚障害者の人数や、聴覚障害者が一番多い地域などの質疑応答があり、所長の質問に対する返答をメモする姿は、とても真剣な眼差しでした。今回の見学で見たこと、聞いたことを今後の生活に役立てて頂けたらと思います。



## 重度聴覚障害者に運転免許 警察庁、道交法改正へ



現行の条例では「10メートルの距離で90デシベルの警音器の音がきこえない聴覚障害者は、運転免許を受けることができない」と定められています。

今回の道交法改正では、

- ① ワイドミラーを使用する条件で、適性試験の聴力に関する合格基準の見直し。
- ② 聴覚障害者標識の表示を義務付け。

という点が改正され、平成20年6月19日までに施行されます。

これにより行動範囲がさらに広がる事は、聴覚障害者にとって嬉しい限りですね。

# おすすめビデオ情報

今回は、巻頭でもお伝えしております悪質商法の手口や対処方法を取り上げているビデオを紹介いたします。

**悪質商法ネタばらし ～若者を狙うだましの手口～**

EA2007-001

携帯を利用する10代、20代に若者が被害に遭いやすい4つの悪徳商法の手口を、マジックを交えてのネタばらしや、トラブルに巻きこまれた時の対処法、クーリングオフ制度などわかりやすく解説しています。

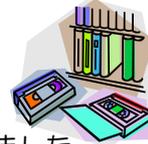
先日、職員の携帯にも架空請求メールが届き、メールの内容から色々調べてみると、典型的な架空請求メールを送っている会社というのが判明しました。皆さんもこういったトラブルに巻き込まれない為に、あらゆる知識を身に付けましょう。上記タイトルのほかに類似した内容のタイトルを参考までに…。

「ヨネスケの利殖商法に突撃されない法」

「あれ？もしかして…。～高齢者を狙う悪質な住宅リフォーム～」

「カードに潜む見えざる罠～カードトラブルに巻き込まれないために～」

今回紹介したビデオタイトルは分かりやすく、まとめて並べさせていただきました。



## 情報センターからのお知らせ

2008. 2. 25現在

情報センター来所者数	
1月度	308人
2月度	356人
年度累計	1402人

ビデオライブラリー利用状況	
1月度	36本
2月度	51本
年度累計	358本

**お知らせ** ビデオライブラリーの貸出規定が改定されました。

- ・身体障害者手帳の交付を受けていない、中途失聴者・難聴者の方々もご利用いただけるようになりました。
  - ・郵送による貸出にも対応いたします。
- 詳細は情報センターホームページを参照してください。



<http://www4.ocn.ne.jp/~gifudeaf/>



今回のセンターだよりに出ているこのマーク、ご存知の方もいるかもしれませんが、QRコードといいます。携帯電話で読み取ることが出来る記号で、読み取りが完了すると登録されているデータを見ることができます。今後、センターだよりにも登場しますので、チェックしてみてくださいね。左は情報センターのデータが入ってます。各メーカーの携帯の機能でバーコードリーダーという機能があり、それを利用して読み取ります。また記号を読み取る際にはカメラを接写モード（チューリップのマーク）に切り替える必要があるものもありますので、ご注意ください。

お詫び

創刊号で1面に掲載した写真で、水野本会会長と記載されていますが、正しくは社団法人聴覚障害者協会会長の誤りでした。この紙面を借りて訂正、お詫び申し上げます。